

消費税転嫁対策特別措置法に係る情報相談窓口の設置について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（「消費税転嫁対策特別措置法」）の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、土木監理課では消費税の円滑かつ適正な転嫁や価格表示に資するよう、消費税の転嫁拒否行為などに関する情報受付窓口を設置しました。

※転嫁拒否等の行為を行っている事業者が建設業、浄化槽工事業及び解体工事業に該当する事案を受け付けます。それ以外のものについては、それらを所管する機関等の窓口を紹介いたします。

■受け付ける情報

消費税の転嫁拒否に関すること（買ったとき、減額など）

■受付時間

月曜日～金曜日（但し祝日及び年末年始は除きます）

8：30～17：15

■受付窓口

香川県土木部土木監理課 契約・建設業G（県庁本館 14 階）

電話：087-832-3519

※なお、県発注個別工事の消費税の取り扱いについては、発注課及び管轄の県土木事務所へお問い合わせください。

◆参考：[消費税転嫁特別措置法の概要及び国の情報受付窓口等はこちらをご覧ください。](#)